

事務連絡
平成30年9月10日

附属学校を置く各国立大学法人の高等学校等就学支援金担当者
独立行政法人国立高等専門学校機構の高等学校等就学支援金担当者 殿
独立行政法人海技教育機構の高等学校等就学支援金担当者

文部科学省初等中等教育局
財務課高校修学支援室

平成30年北海道胆振東部地震により被災した高校生等への修学支援
に係る事務の取扱いについて

標記について、別添のとおり各都道府県に対し、被災した高校生等の就学機会の確保等の観点から、当該高校生等の修学支援に係る事務の取扱いに当たり、十分御留意いただくようお願いしたところです。

については、附属学校を置く各国立大学法人等におかれても、別添の趣旨等を十分御理解いただき、必要な支援等をお願いします。

また、所管の学校等に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくとともに、必要な支援・指導をいただくようお願いします。

なお、被災した高校生等の修学支援に係る事務の取扱い等について、御不明点などございましたら、本件連絡先まで御連絡下さい。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局財務課高校修学支援室

就学支援金関係：03-6734-3578

家計急変世帯への支援

国立高等学校等：03-6734-2586

別添

事務連絡
平成30年9月10日

各都道府県
高等学校等就学支援金担当課
高校生等奨学給付金担当課 御中

文部科学省初等中等教育局
財務課高校修学支援室

平成30年北海道胆振東部地震により被災した高校生等への修学支援 に係る事務の取扱いについて

この度、参考資料のとおり、「平成30年北海道胆振東部地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」（平成30年9月7日付け30文科初第796号文部科学省初等中等教育局長通知）を発出したところです。

当該通知において、高校生等の修学支援について御対応をお願いしているところですが、その事務の取扱いに当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いいたします。また、所管の学校等に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくとともに、必要な支援・指導をいただくようお願いいたします。

なお、被災した高校生等の修学支援に係る事務の取扱い等について、御不明点などございましたら、本件連絡先まで御連絡下さい。

記

1. 高等学校等就学支援金等及び高校生等奨学給付金について

高等学校等就学支援金等及び高校生等奨学給付金については、被災した高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮して柔軟に御対応いただくこと。また、高等学校等就学支援金については、別紙の「被災した生徒等に関する高等学校等就学支援金に関する取扱い」を踏まえて御対応いただきたいこと。

2. 高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）等について

被災により年度の中途中において家計が急変した高校生等に対し、授業料減免措置により被災した高校生等に必要な支援を行っていただきたいこと。

この場合、

- ① 公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）

② 私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金のそれぞれ対象となり、本年度に申請いただければ国として支援を行うこととなるので、下記本件連絡先まで御相談願いたいこと。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局財務課高校修学支援室

就学支援金関係：03-6734-3578

奨学給付金関係：03-6734-3170

家計急変世帯への支援

公立高等学校等：03-6734-3567

高等教育局私学部私学助成課

家計急変世帯への支援

私立高等学校等：03-6734-2547

被災した生徒等に関する高等学校等就学支援金に関する取扱い

○ 申請期限に間に合わない場合

被災した生徒等からの就学支援金の申請については、各都道府県で設定する申請期間を延長するなど、柔軟に対応をお願いします。また、就学支援金は原則、申請のあった月からの支給となりますが、申請が遅れる場合についても、以下を参考に柔軟な対応をお願いします。

被災により市町村が課税証明書等（納税通知書、生活保護受給証明書等を含む。）を発行できないなど、保護者等の課税証明書等の取得の遅れによって、申請書の提出期限に間に合わない場合には、申請書のみを先に提出させ、課税証明書等は後に補填することにより対応する（申請日は申請書等の提出日とする）ことが可能です。（事務処理要領（第5版）35ページ）

また、被災により申請そのものに時間を要し、申請が遅れるような場合には、法6条3項に規定する、「やむを得ない理由」により申請することができなかつた場合として対応することが考えられます。

「やむを得ない理由」により受給資格認定申請を行うことができない場合、申請が可能となってから15日以内に申請すれば、被災した日に遡及して認定をすることができるため、被災した生徒等の状況に応じた柔軟な対応をお願いします。（事務処理要領（第5版）34～35ページ）

なお、「やむを得ない理由」に該当すると判断されれば、罹災証明書の提出は必ず必要とされるものではありません。

○ 保護者等が亡くなった場合

保護者等の変更について届出が必要となります、その際、生徒等の心情への配慮や、個別の事情に応じて、生徒等の意思を確認した上で、学校が生徒等の代わりに作成・提出していただくことは可能です。保護者等の変更の届出により、就学支援金の支給額が増額されるときは、収入状況届出書等の提出があった日の属する月の翌月分から（提出があった日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更されます。（事務処理要領（第5版）39ページ）

○ 授業料の徴収における配慮について

原則、就学支援金は受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものであることや就学支援金制度の趣旨・目的に鑑み、就学支援金の支給より先に授業料を徴収する場合には、対象生徒等の支給額を推定し、あらかじめ就学支援金相当額を差し引いて請求することが基本です。例外的に就学支援金相当額を差し引かずに、授業料全額分を徴収する必要性が生じる場合であっても、従前よりお伝えしているとおり、授業料を

負担することが困難な者に対しては、その徴収を就学支援金が支給されるまでの間、猶予するなど、被災した生徒・保護者等の負担にも十分に配慮するよう各学校に対して周知をお願いします。 (事務処理要領（第5版）12～13ページ)

○ 生徒等の心情への配慮について

高等学校等就学支援金の申請書において、保護者等の収入の状況欄をチェックボックス方式とするなどと併せて、生徒等のプライバシー等への配慮をお願いしてきたところです。被災した生徒等の申請事務手続においても、生徒等の心情への配慮をお願いします。

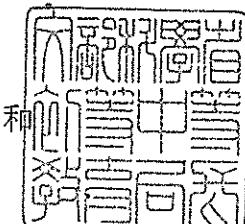


30文科初第796号
平成30年9月7日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各國公立大学法人の長
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋道



(印影印刷)

平成30年北海道胆振東部地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）

各都道府県・指定都市教育委員会におかれでは、平成30年北海道胆振東部地震に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いします。また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事、附属学校を置く各國公立大学法人の長及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは、公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、都道府県知事におかれでは所轄の学校法人及び私立学校に対し、附属学校を置く各國公立大学法人の長におかれでは附属学校に対し、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは認可した学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いします。

記

1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等から域内の公立学校への受入れの希望があった場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。

なお、高等学校等については、収容定員を超えた受入れについても、特段の配慮をすること。また、来年度入学者選抜の実施に当たっても必要な配慮をすること。

2. 教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常必要となる教科用図書給与証明書がなくとも、必要な平成30年度使用教科書の無償給与できることとし、転入学前の学校で給与された教科書についても、喪失・損傷している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、域内に災害救助法適用地域がある都道府県教育委員会においては、喪失・損傷した教科書の再給与にかかる費用について国庫負担がなされるので、知事部局及び教科書・一般書籍供給会社等とも連携し、速やかに対応すること。

3. 公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱いについて

公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等において、今回の地震により、児童生徒等の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）、入学料（入園料）、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

5. 高校生等への修学支援について

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、被災した高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮した柔軟な対応を行うこと。

また、被災により年度の中途において家計が急変した高校生等に対し、①公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）、②私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し、授業料減免措置等の必要な支援を行うこと。

被災により奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

更に、卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

6. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。

7. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

8. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談、スクールカウンセラーの派遣を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

【本件連絡先（とりまとめ）】

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課企画係

(電話) 03-6734-2589

(FAX) 03-6734-3731